

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第12号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第1号」の右に「及び第2号」を加え、「及び第18条」を「並びに第18条」に改める。

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第2条第1項第2号の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人京都市立病院機構とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)